

意見案第 1 号

令和 4 年 6 月 15 日

高根沢町議会議長 佐藤晴彦 様

提出者 まちづくり常任委員会
委員長 齋藤武男

国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書
について

上記の意見書を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第 13 条第 3 項の
規定により提出します。

国民の祝日「海の日」の7月20への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月15日

内閣総理大臣 岸田文雄 様

高根沢町議会議長 佐藤晴彦

(趣旨説明)

国民の祝日「海の日」は、昭和 16 年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治 6 年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、7 月 20 日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

しかし、ハッピーマンデー制度により、平成 15 年以降「海の日」は「7 月の第 3 月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

祝日の制定趣旨を国民に周知するために、「海の日」を 7 月 20 日に固定化することを求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。